⑹　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

①　入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

③　現場での架設作業に配置する技術者は、平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画

本橋梁は「鋼単純非合成箱桁橋、鋼３径間連続非合成鈑桁橋」である。

求める技術提案は、橋梁上部工の耐久性及び構造物の安全性を図るため、構造的に重要な部位及び施工について求める。

○工場において加工・溶接の過程を経て製作される鋼部材の品質管理は、橋梁の安全性や耐久性に直結する重要な工程である。

○本橋梁は無塗装耐候性橋梁であり、耐候性鋼材の表面に保護性さび層が形成されることが必要である。その成否が構造物の機能・性能に与える影響は大きく、保護性さび層を形成させるために行う施工中の配慮は重要であり、鋼桁の輸送及び仮置き（現場での地組を含む）の各段階における耐候性向上や損傷防止に十分留意する必要がある。

○支承は上部構造からの鉛直荷重、地震や風等の横荷重を下部構造へ確実に伝達させる重要な部位であり、施工にあたっては、ベースプレート設置後の沓座モルタルを確実に充填し、支承本体を所定の位置に正確に据え付け過大な荷重が作用することがないよう、十分留意する必要がある。

○鋼単純非合成箱桁橋については、箱桁内部において結露や漏水等により滞水が生じ、鋼材の腐食や劣化が生じないよう、十分留意する必要がある。

以上のことから、「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

②　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

③　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　入札説明書は、平成27年10月１日から平成27年12月16日までに電子入札システムから入手するものとする。

電子入札システム

http://www.e-bisc.go.jp/

②　電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：平成27年10月１日から平成27年12月16日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はＦＡＸによる入手申込みは認めない。

⑶　見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法　交付期間及び入手方法は上記⑵①と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記⑵②の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、ＦＡＸにて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をＣＤでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、連絡担当者名